

滋賀県危機管理センターについて

(単位：㎡)

	滋賀県	【参考】	
		兵庫県	埼玉県
整備年月	基本計画	H12. 8	H23. 3
建物階層	地上 5 階	地下 1 階 地上 6 階	地上 2 階
オペレーションルーム	660	403	522
災害対策室（関係機関執務室等）	1, 300	303	581
災害対策本部員会議室	300	305	221
防災危機管理局 執務室	360	216	380
無線統制室	50	74	15
プレスセンター	200	108	110
休憩室・シャワー室	180	87	128
倉庫	400	106	201
災害対策本部長室	100	92	—
主な室面積（小計）	3, 550	1, 694	2, 158
その他面積 （廊下、階段、トイレ、 自家発電装置等の機械室等）	1, 910	2, 440	892
合計	5, 460	4, 134	3, 050

災害対策本部機能

《概要》

- 建物は防災拠点に求められる耐震安全性能を確保する。
- 建物規模は地上5階、延べ床面積約5,500㎡
- 災害対策本部機能の中核的な諸室は低層階（1～3階）に集約して配置する。
- 危機の規模に応じて災害対策本部機能を拡張できるように配慮する。
- オペレーション、方針決定等に支障が出ないよう、関係者以外の者の立ち入りを制限できるフロア構成とする。
- 平常時は、主に1階の諸室を活用して研修・交流事業を行う。

危機管理センターの施設概要

【フロア構成(危機対応時)】

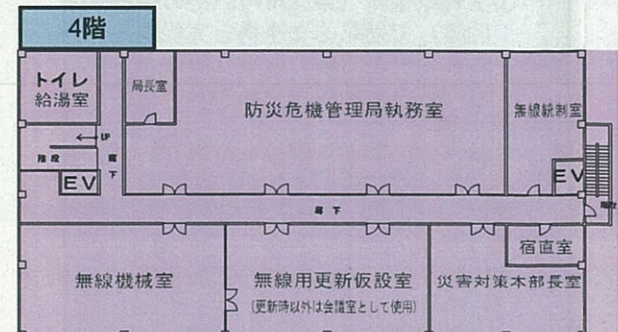
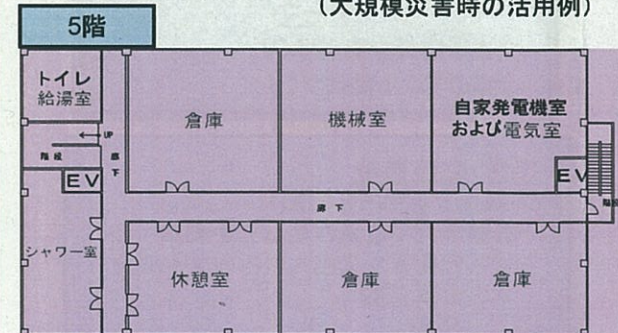
5階	休憩室、シャワー室、倉庫、自家発電機室、機械室
4階	災害対策本部長室、防災危機管理局執務室、無線統制室、宿直室
3階	オペレーションルーム、災害対策室
2階	災害対策本部員会議室、災害対策室、倉庫
1階	災害対策室、プレスセンター (エントランスホール)

延べ床面積約5,500㎡

災害対応は主に1～3階で行う

危機管理センター内諸室の配置

(大規模災害時の活用例)



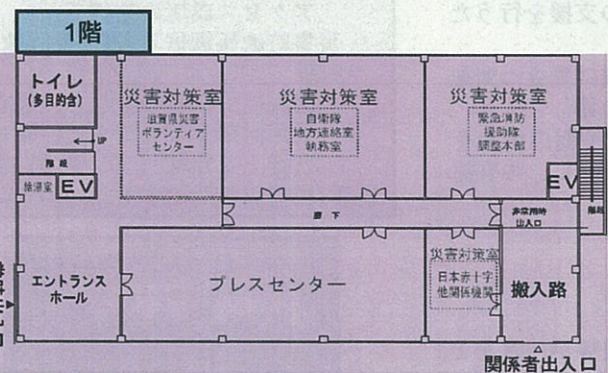
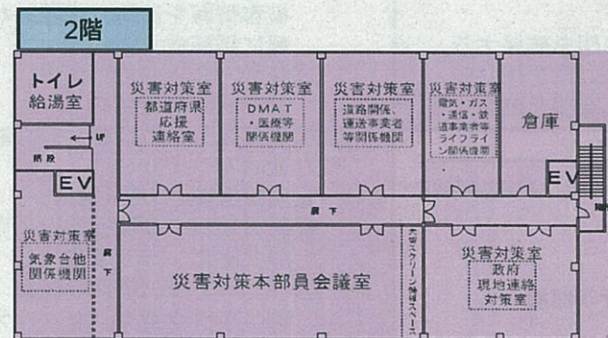
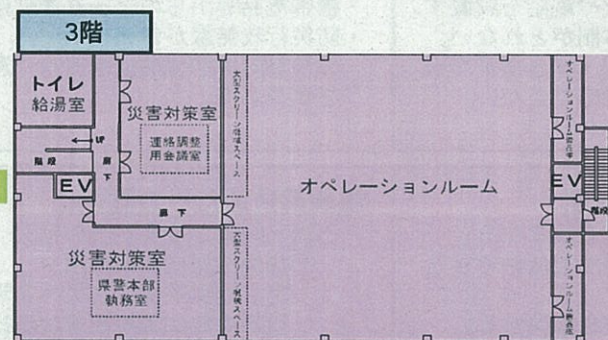
●立地場所

(立地条件・立地場所の選定)

- ・知事や関係職員が迅速に参集できる県庁敷地内またはその周辺に整備することが望ましい。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、できる限り早期に整備できるように更地を選定する必要がある。

(立地場所)

前記条件等から県庁本館に隣接する県警察本部跡地に整備する。

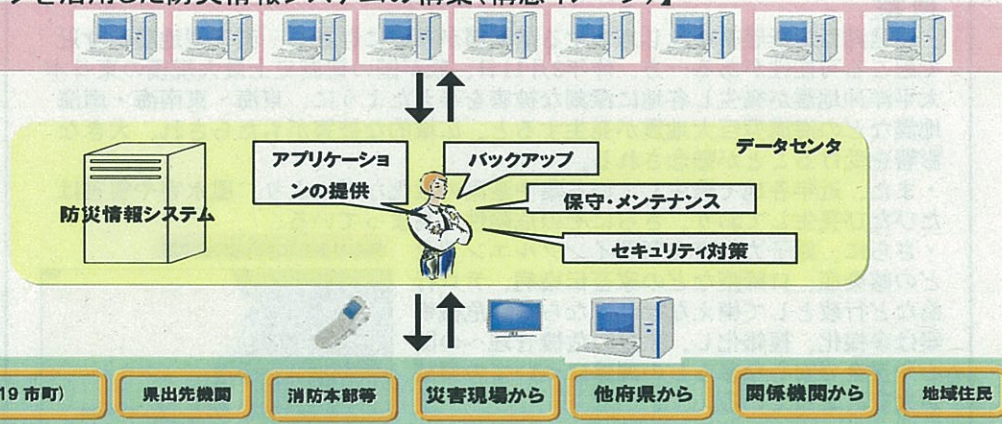


防災情報機能

【クラウドコンピューティングを活用した防災情報システムの構築(構想イメージ)】

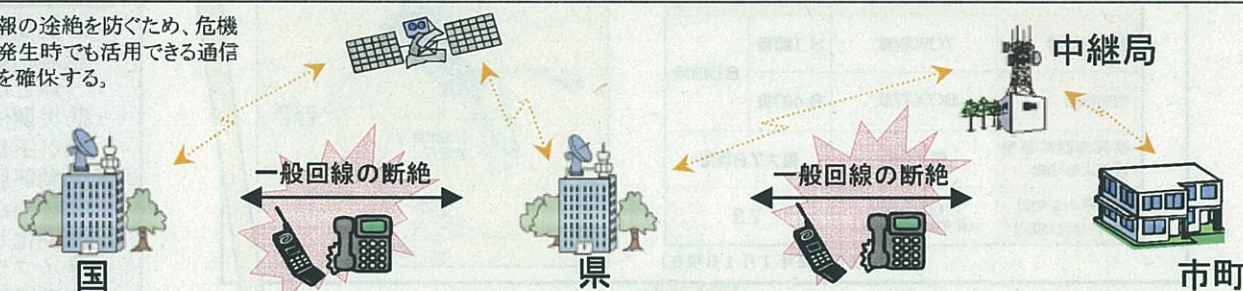
県庁内(危機管理センター)

- 迅速・的確な被害状況の把握
- 関係機関との情報共有、連携強化
- 多様化する通信手段への対応



【災害時情報通信手段の確保】

- 情報の途絶を防ぐため、危機事案発生時でも活用できる通信手段を確保する。



研修・交流機能

◆調査・研究開発機能

- ・全国の取組事例の調査・研究

- ・生きる力を伸ばす研修、リスク・コミュニケーション研修等のプログラムの研究開発等

◆研修機能

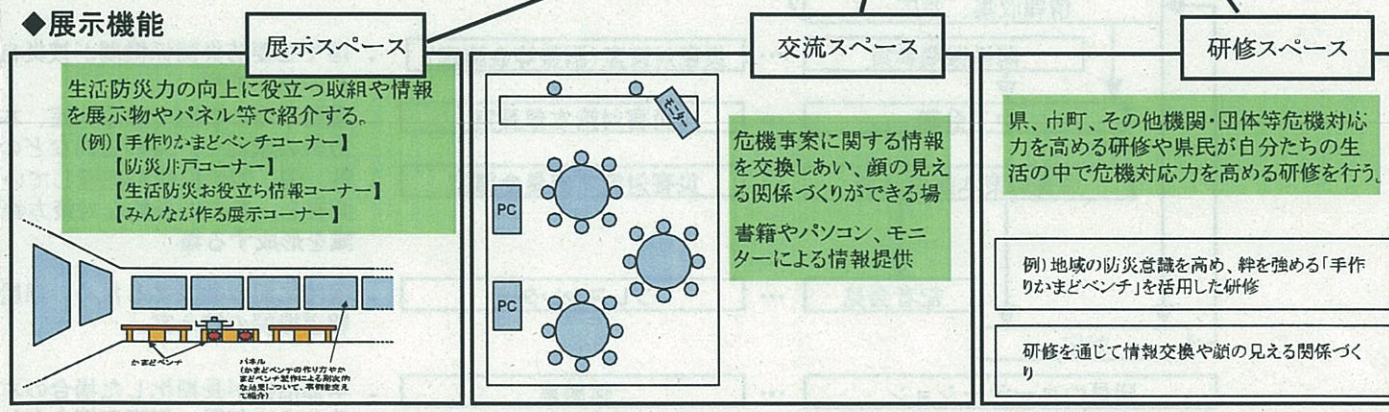
- ・危機対応力を高める研修
- ・生活防災という新たな視点による取組を県内に広げる研修

◆交流機能

- ・危機事案対応に関心のある団体・個人が出会い、対面し、打合せや交流ができる場として、危機事案対応に関する書籍等を設置するなど情報の提供を行い、こうした人びとが活動を共にできるスペースを提供

◆展示機能

- 生活防災力の向上に役立つ取組や情報を展示物やパネル等で紹介する。
(例)【手作りかまどベンチコーナー】
【防災ITコーナー】
【生活防災お役立ち情報コーナー】
【みんなが作る展示コーナー】



平常時の活用(1階): (危機事案対応時は災害対策本部諸室として使用)